

## ●柏崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編・風水害等対策編・原子力災害対策編） 修正案について

### 地域防災計画とは

地域防災計画は、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成する災害全般にわたる基本計画であり、災害対策基本法により計画の策定が義務付けられている。国の防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を行い、必要に応じて修正を行う必要がある。

### 修正の背景

#### ○防災基本計画 修正

令和5(2023)年 5月 ・最近の災害対応の教訓を踏まえた修正  
 ・最近の施策の進展等を踏まえた修正

令和6(2024)年 6月 ・令和6年能登半島地震等災害対応の教訓を踏まえた修正  
 ・施策の進展等を踏まえた修正

※県が令和6(2024)年度に県地域防災計画の修正を行わなかったため、今回は2か年分の修正

#### ○新潟県地域防災計画 修正

令和7(2025)年10月 【自然災害等】・防災基本計画の修正を踏まえた修正  
 ・新潟県による令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会の報告内容を踏まえた修正  
 【原子力災害】・防災基本計画の修正を踏まえた修正  
 ・新潟県による令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会の報告内容を踏まえた修正

### 修正案の概要

#### 1 災害時の孤立集落支援を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章第5節・風水害対策編第1編1章5節）

●資機材、無人航空機（UAV等）や集団避難方法の確認について追記

#### 2 家庭内備蓄等の促進を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章第27節・風水害対策編第1編2章24節）

●物資等の備蓄についてより詳細に明記、また市民への普及啓発について追記

#### 3 女性、要配慮者の視点を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第3章第7節・風水害対策編第1編3章8節）

●避難所環境や運営体制について、女性、要配慮者の多様な視点を取り入れた体制構築について追記

#### 4 林野火災注意報・警報の発令基準の変更を踏まえた修正（風水害等対策編第2編第4章第1節）

●林野火災注意報の発令基準追加について追記

#### 5 指定避難所等の整備強化を踏まえた修正（地震・津波災害対策編第1編第2章第21節・風水害対策編第1編第2章19節）

●自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施について追記

●避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援について追記

#### 6 国・県・市で使用する用語の統一に関する修正（原子力災害対策編 計画全般）

●新潟県（本市含む）が独自に使用してきた用語について、国の防災基本計画の記載に合わせ修正（県独自の用語例：「即時避難区域」「避難準備区域」など）

## ●柏崎市水防計画 修正案について

### 水防計画とは

水防計画は、指定水防管理団体たる市が、水防法の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市域にかかる洪水、津波等の際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することも目的として定めるものである。

### 修正の背景

- 令和4（2022）年5月 所管水位観測所の追加（2級河川別山川（栄橋）を含む）
- 令和5（2023）年6月 上記内容について柏崎地域振興局地域整備部管内水防計画 修正
- 令和5（2023）年8月 柏崎市水防計画修正
- 令和6（2024）年6月 新潟県水防計画・柏崎地域振興局地域整備部管内水防計画 修正  
※語句整理や誤字修正のみであり、当市計画の修正なし
- 
- ◎令和7（2025）年5月 新潟県水防計画・柏崎地域振興局地域整備部管内水防計画 修正
  - ・ 県所管水位観測所（鯖石川：天保橋）の追加及び水防警報発令区域の変更
  - ・ 県所管水位観測所（鯖石川：加納）の避難判断水位及び氾濫危険水位の変更

### 柏崎市水防計画における主な修正項目

#### 1 県所管の指定水位観測所の追加（鯖石川：天保橋）

- 指定水位観測所  
水防警報の対象河川において、水防活動の目安となる指定水位が設定されている観測所

#### 2 新潟県による鯖石川（加納）の基準水位見直し

- 避難判断水位：19.80m（4.80m） → 19.29m（4.29m）
- 氾濫危険水位：20.55m（5.55m） → 20.13m（5.13m）
- ※（ ）内は河床からの水位

#### 3 その他時点修正

- 各種連絡系統図、実績に基づく冠水危険個所の追加など

## ●柏崎市国土強靱化地域計画 修正案について

### 国土強靱化地域計画（以下、当該計画）とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものである。

想定外ともいえる大規模自然災害の歴史を振り返ると、災害が「忘れた頃」にやってきて、都度、長い時間をかけて復旧・復興を図るといった、「事後対策」の繰り返しであったとも言える。このことから、とにかく人命を守り、また、経済社会への被害が致命的なものにならずに、迅速に回復できるという、「強さとしなやかさ」を併せ持った社会を構築するための計画である。

### 修正の背景

- 令和2（2020）年 9月 当該計画策定（防災会議にて承認）
- 令和3（2021）年12月 柏崎市第五次総合計画後期基本計画策定
- 令和4（2022）年 3月 当該計画修正（防災会議にて書面決議）
  - ・第五次総合計画後期基本計画策定に伴うKPI（目標指標）との整合、各種実績等の更新
  - ・ “ ” と同様の期間（R4.4.1～R8.3.31）に修正

- ◎現在の当該計画が令和8（2026）年3月末をもって満了  
⇒第六次総合計画前期基本計画に策定に伴う修正が必要

### 主な修正項目

#### 1 計画期間の修正

- 柏崎市第六次総合計画前期基本計画と同様の計画期間に修正
  - ・旧期間：令和4（2022）年4月1日～令和 8（2026）年3月31日（4年間）
  - ・新期間：令和8（2026）年4月1日～令和12（2030）年3月31日（4年間）

#### 2 KPI（目標指標）、実績等の修正

- 柏崎市第六次総合計画前期基本計画のKPIとの整合（数量、期間等）を図る
- 実績等の時点修正

#### 3 その他

- 柏崎市国土強靱化地域計画（資料編）の時点修正  
※資料編に関しては、必要に応じて、毎年度に随時修正を行っている